

25) 品目名：ガラス発泡軽量資材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基 準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン</p> <p>(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質</p>
規格に関する基準	<p>製品は、目的に応じた品質を有していること。盛土材等の建設 資材として使用する場合は、民間開発技術の技術審査・証明事業 認定規程（昭和62年建設省告示第1451号）に基づく土木系材料・ 技術審査証明、または建設技術審査証明協議会の建設技術審査証 明事業による審査証明を受けていること。</p> <p>ただし、上記に適合しない場合であっても合理的な理由が明確 に示される場合は、この限りでない。</p>
循環資源の配合率	<p>原材料のガラスカレットは循環資源を100%（重量割合）使 用していること。</p> <p>ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示さ れる場合は、この限りではない。</p>

平成19年8月30日制定